

3.2.4.3 トンネル及び地下道の状況

(1) 設置形式と構造

トンネルは、崩落を防ぐためコンクリートやコルゲート¹で保護されていますが、「釈迦堂切通」と「北鎌倉隧道」は素掘りの状態で、内空のひび割れなどにより劣化が進行しており、応急的な安全対策が必要であると判断しています。そのほかのトンネルは、応急的な安全対策や補修が必要な状態ではありません。

「関谷隧道」では車両接触による坑内の破損を避けるため、車両通行禁止としています。

また地下道も、緊急的に安全対策や補修が必要な状態ではありません。

表 3.2-18 トンネルの構造と設備 内訳

番号	トンネル名称	構造	内装の種類	街路照明灯		建設年次	変状 応急対策
				ランプの種類	照明設備 (基)		
1	岡本塩原隧道	アーチ	コルゲート巻き	水銀灯	5	—	—
2	台亀井隧道	アーチ	素掘	なし	—	—	—
3	谷戸ノ前隧道	アーチ	素掘	蛍光灯	6	—	—
4	岩瀬隧道	アーチ	覆工・素掘	無電極ランプ	10	—	—
5	滝ノ入隧道	アーチ	覆工	ナトリウム灯	8	—	ひび割れ
6	猫池隧道	アーチ	覆工	ナトリウム灯	9	—	ひび割れ
7	三和隧道	アーチ	コルゲート巻き	蛍光灯	7	—	—
8	長谷隧道	アーチ	覆工	ナトリウム灯	69	昭和48年 (1973年)	ひび割れ
9	新佐助隧道	アーチ	ハネル覆工・ハネル張	ナトリウム灯	60	昭和50年 (1975年)	ひび割れ
10	佐助隧道	アーチ	覆工コルゲート巻き	ナトリウム灯	10	—	漏水
11	御成隧道	アーチ	覆工	水銀灯	3	昭和46年 (1971年)	—
12	釈迦堂切通 (通行禁止)	アーチ	素掘	なし	—	—	ひび割れ 要応急対策
13	(仮称) 材木座隧道	アーチ	覆工	蛍光灯	3	—	—
14	宝戒寺隧道	アーチ	コルゲート巻き	蛍光灯	6	—	—
15	関谷隧道 (車両通行禁止)	函きよ	覆工	ナトリウム灯	9	—	鉄筋露出
16	北鎌倉隧道	アーチ	素掘	なし	—	—	ひび割れ 要応急対策
17	(仮称) 山ノ内宮下 小路隧道	アーチ	素掘	蛍光灯	1	—	—
18	(仮称) 扇ガ谷隧道	アーチ	鉄骨+金網	蛍光灯	2	—	—
19	(仮称) 田園隧道	函きよ	覆工	なし	—	平成12年 (2000年)	—

※「変状・応急対策」は「トンネル点検業務委託 市道 027-000 号線外」(平成 25 年 8 月)による評価です。

¹ 鋼板を凸凹に加工し、管状に利用する構造

表 3.2-19 地下道の構造と設備 内訳

番号	地下横断歩道 名称	構造	側壁	照明灯		建設 年次	変 状 応急対策
				ランプの種類	照明設備 (基)		
1	鎌倉駅地下道	函きよ	覆 工 (タイル)	蛍光灯	52	—	—
2	腰越・津地下道	函きよ	覆 工	蛍光灯	7	—	—

(2) 維持管理

トンネルの主な設備は照明です。本市では、電球の交換や設備点検といった維持管理を実施しています。なお、5年に1回、高所作業車を使用し、目視点検、打音検査、触診等の方法で点検を実施しています。

3.2.4.4 地域別集計

トンネルは、鎌倉地域に8箇所、腰越地域に1箇所、深沢地域に1箇所、大船地域に7箇所、玉縄地域に2箇所、計19箇所あります。

表 3.2-20 トンネルがある地域

番号	トンネル名称	所在地	地 域
1	岡本塩原隧道	岡本二丁目 916 番 1 先	玉縄地域
2	台亀井隧道	台 2033 番先	大船地域
3	谷戸ノ前隧道	大船 2028 番 13 先	大船地域
4	岩瀬隧道	岩瀬 929 番 3 先	大船地域
5	滝ノ入隧道	今泉台七丁目 962 番 1 先	大船地域
6	猫池隧道	腰越 1330 番 209 先	腰越地域
7	三和隧道	極楽寺四丁目 886 番 7 先	鎌倉地域
8	長谷隧道	常盤 913 番 1 先	深沢地域
9	新佐助隧道	長谷五丁目 410 番 5 先	鎌倉地域
10	佐助隧道	御成町 39 番 2 先	鎌倉地域
11	御成隧道	佐助一丁目 623 番 1 先	鎌倉地域
12	釈迦堂切通 (通行禁止)	浄明寺一丁目 8 番先	鎌倉地域
13	(仮称) 材木座隧道	材木座六丁目 3849 番 4 先	鎌倉地域
14	宝戒寺隧道	小町三丁目 11 番先	鎌倉地域
15	関谷隧道	関谷 860 番先	玉縄地域
16	北鎌倉隧道	山ノ内 498 番先	大船地域
17	(仮称) 山ノ内宮下小路隧道	山ノ内 557 番 1 先	大船地域
18	(仮称) 扇ガ谷隧道	扇ガ谷一丁目 39 番先	鎌倉地域
19	(仮称) 田園隧道	小袋谷一丁目 71 番 1 先	大船地域

表 3.2-21 地下道がある地域

番号	トンネル名称	所在地	地 域
1	鎌倉駅地下道	御成町 12 番先	鎌倉地域
2	腰越・津地下道	津 1069 番先	腰越地域

表 3.2-22 地域別のトンネル延長

地 域	トンネル延長 (m)	備 考
鎌倉地域	405.4	三和隧道、新佐助隧道、佐助隧道、御成隧道、釈迦堂切通、(仮称)材木座隧道、宝戒寺隧道、(仮称)扇ガ谷隧道
腰越地域	55.1	猫池隧道
深沢地域	120.0	長谷隧道
大船地域	247.8	台亀井隧道、谷戸ノ前隧道、岩瀬隧道、滝ノ入隧道、北鎌倉隧道、(仮称)山ノ内宮下小路隧道、(仮称)田園隧道
玉縄地域	98.4	岡本塩原隧道、関谷隧道
合 計	926.7	

3.2.5 道路付属施設

3.2.5.1 管理数量

盛土、ブロック積擁壁で管理対象とする施設は、平成9年（1997年）10月に実施した「道路防災総点検」により調査した盛土及びブロック積み擁壁とします。なお、ほかに「道路防災総点検」の対象となった施設は、「3.2.3 橋りょう及び橋りょう構造物」で記載した道路橋と歩道橋があります。点検済みの道路付属施設は、表 3.2-23、表 3.2-24 のとおりです。

表 3.2-23 盛土の点検箇所

番号	構造	路線名	起 点 距離標	終 点 距離標	区間延長 (m)	高 さ (m)	幅 員 (m)	土 量 (m ³)
1	盛土	鎌倉市道 013-000 号線	0.320	0.506	186.0	8.0	3.0	4,464

※土量は、区間延長×高さ×幅員とする場合の想定です。

表 3.2-24 ブロック積の点検箇所

番号	構造	路線名	起 点 距離標	終 点 距離標	区間延長 (m)	高 さ (m)	面 積 (m ²)
1	片持梁式 ¹	鎌倉市道 008-000 号線	2.07	2.079	9	3.5	31.50
2	ブロック積	鎌倉市道 010-000 号線	0.45	0.461	11	4.5	49.50
3	ブロック積	鎌倉市道 010-000 号線	0.6	0.607	7	3.5	24.50
4	ブロック積	鎌倉市道 010-000 号線	0.6	0.658	58	4.5	261.00
5	ブロック積	鎌倉市道 015-000 号線	0.59	0.64	50	7.5	375.00
6	ブロック積	鎌倉市道 015-000 号線	0.61	0.635	25	5.5	137.50
7	ブロック積	鎌倉市道 027-000 号線	0.99	1.026	36	8.0	288.00
8	ブロック積	鎌倉市道 027-000 号線	0.99	1.025	35	8.0	280.00
9	石積み	鎌倉市道 028-000 号線	0.7	0.845	145	5.5	797.50
10	石積み	鎌倉市道 031-000 号線	1.26	1.295	35	3.5	122.50
11	石積み	鎌倉市道 047-000 号線	1.6	1.682	82	3.5	287.00
12	片持梁式	鎌倉市道 053-056 号線	0.39	0.53	140	6.8	952.00
13	石積み	鎌倉市道 060-000 号線	0.223	0.268	45	2.5	112.50
合 計			—	—	678	—	3,718.50

¹ 部材の片端を固定し、反対の片端を支持しない梁の支持構造

3.2.5.2 施設の整備状況

各施設は、早急に補修が必要な状況ではありません。一般には盛土やブロック積み擁壁は永久的な構造物として扱いますが、「白書」では40年間に1回程度の施設更新を行うことを想定します。

3.2.6 街路樹

3.2.6.1 管理数量

本市が管理する高木の街路樹がある路線は70路線あります。街路樹がある区間の延長は約58.9kmです。街路樹台帳によると樹木の本数は、高木（3m以上）が2,879本（6.08%）、中木（1.5m以上）が690本、1.46%、低木（1.5m未満）が43,789本、92.46%、合計47,358本となっています。本市では、2年から3年に一度の定期的な剪定作業を実施しています。

表 3.2-25 街路樹の本数

分類	本数（本）	比率（%）
高木	2,879	6.08
中木	690	1.46
低木	43,789	92.46
合計	47,358	100.00

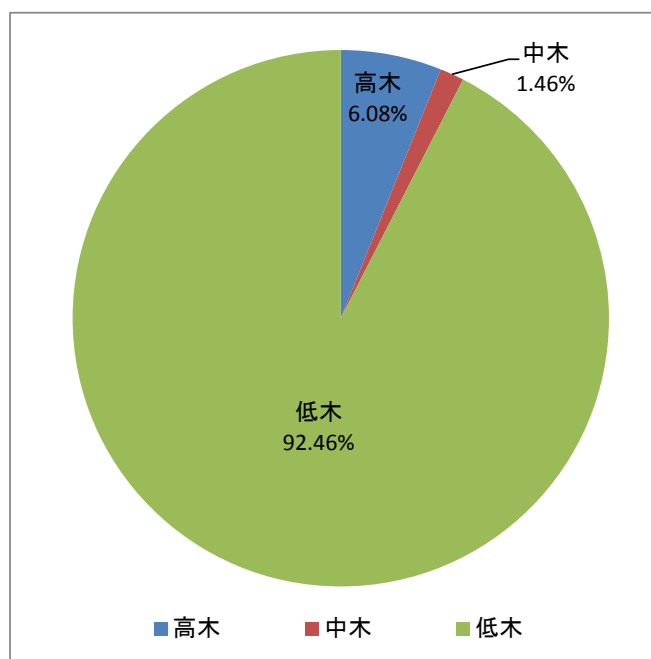


図 3.2-59 街路樹の高さ区分内訳

3.2.6.2 地域別集計

地域別の街路樹の状況は表 3.2-26、表 3.2-27 のとおりです。街路樹の路線延長は、腰越地域と大船地域が長く、地域別の街路樹の本数では、鎌倉地域、腰越地域、大船地域が多くなっています。高木（3 m以上）については、腰越地域が 955 本と最も多く、中木（1.5m以上）は深沢地域と大船地域、低木（1.5m未満）は鎌倉地域、腰越地域、大船地域で多くなっています。

表 3.2-26 地域別の街路樹状況（その1）

地 域	街路樹の路線延長	
	(k m)	(%)
鎌倉地域	8.50	14.43
腰越地域	20.82	35.34
深沢地域	9.99	16.96
大船地域	15.30	25.97
玉縄地域	4.30	7.30
合 計	58.91	100.00

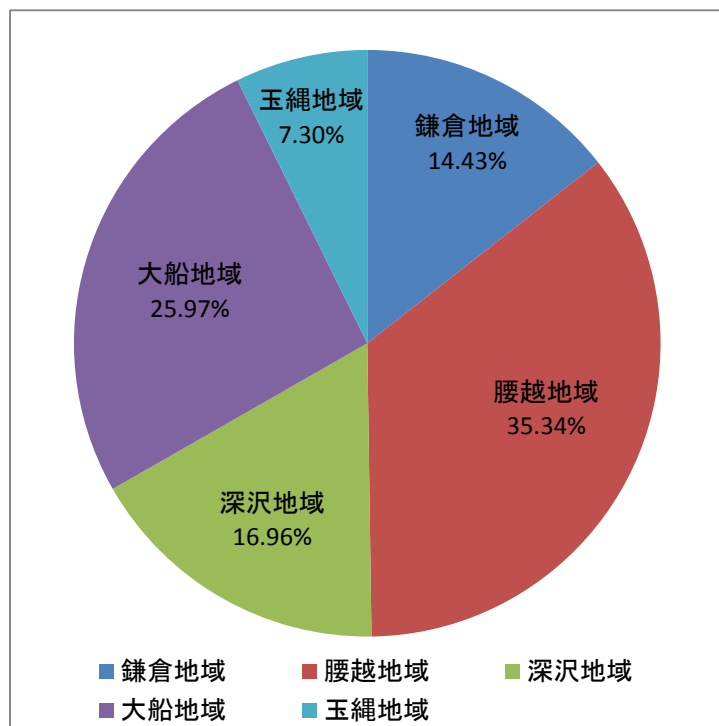


図 3.2-60 街路樹の路線延長の地域別構成

表 3.2-27 地域別の街路樹状況（その2）

地 域	本 数							
	高 木		中 木		低 木		合 計	
	(本)	(%)	(本)	(%)	(本)	(%)	(本)	(%)
鎌倉地域	550	19.11	63	9.13	10,184	23.26	10,797	22.80
腰越地域	955	33.17	73	10.58	13,398	30.60	14,426	30.46
深沢地域	628	21.81	312	45.22	7,114	16.24	8,054	17.01
大船地域	560	19.45	236	34.20	11,213	25.61	12,009	25.36
玉縄地域	186	6.46	6	0.87	1,880	4.29	2,072	4.37
合 計	2,879	100.00	690	100.00	43,789	100.00	47,358	100.00

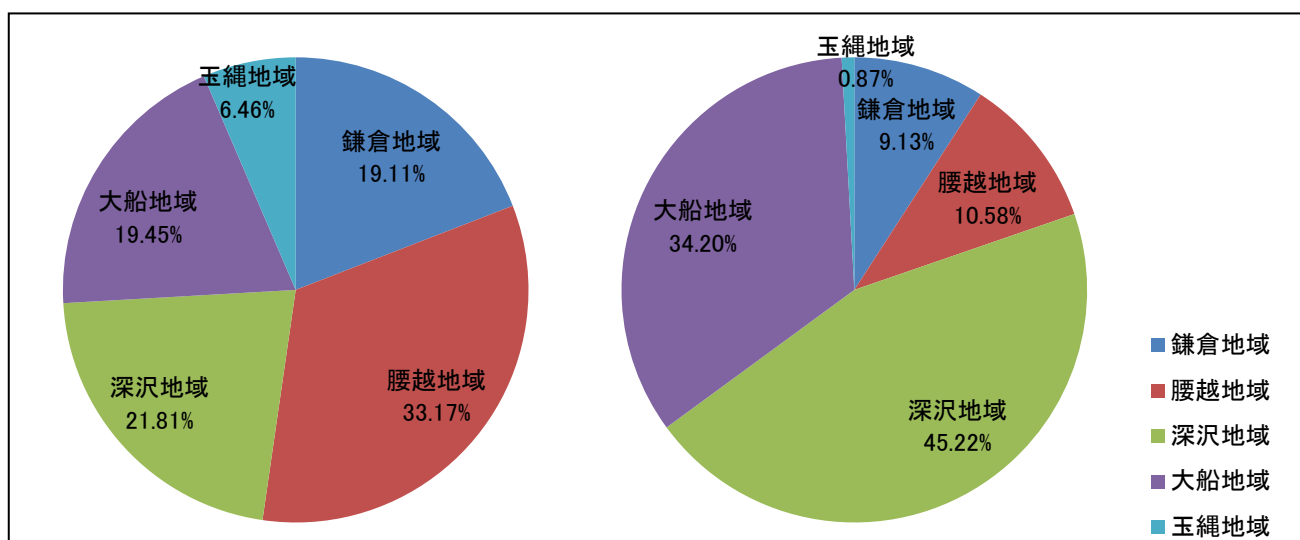


図 3.2-61 高木の地域別構成

図 3.2-62 中木の地域別構成

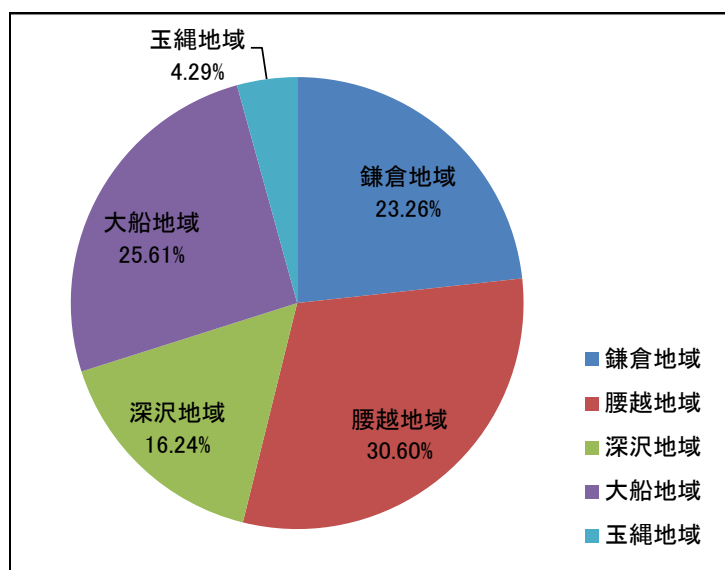
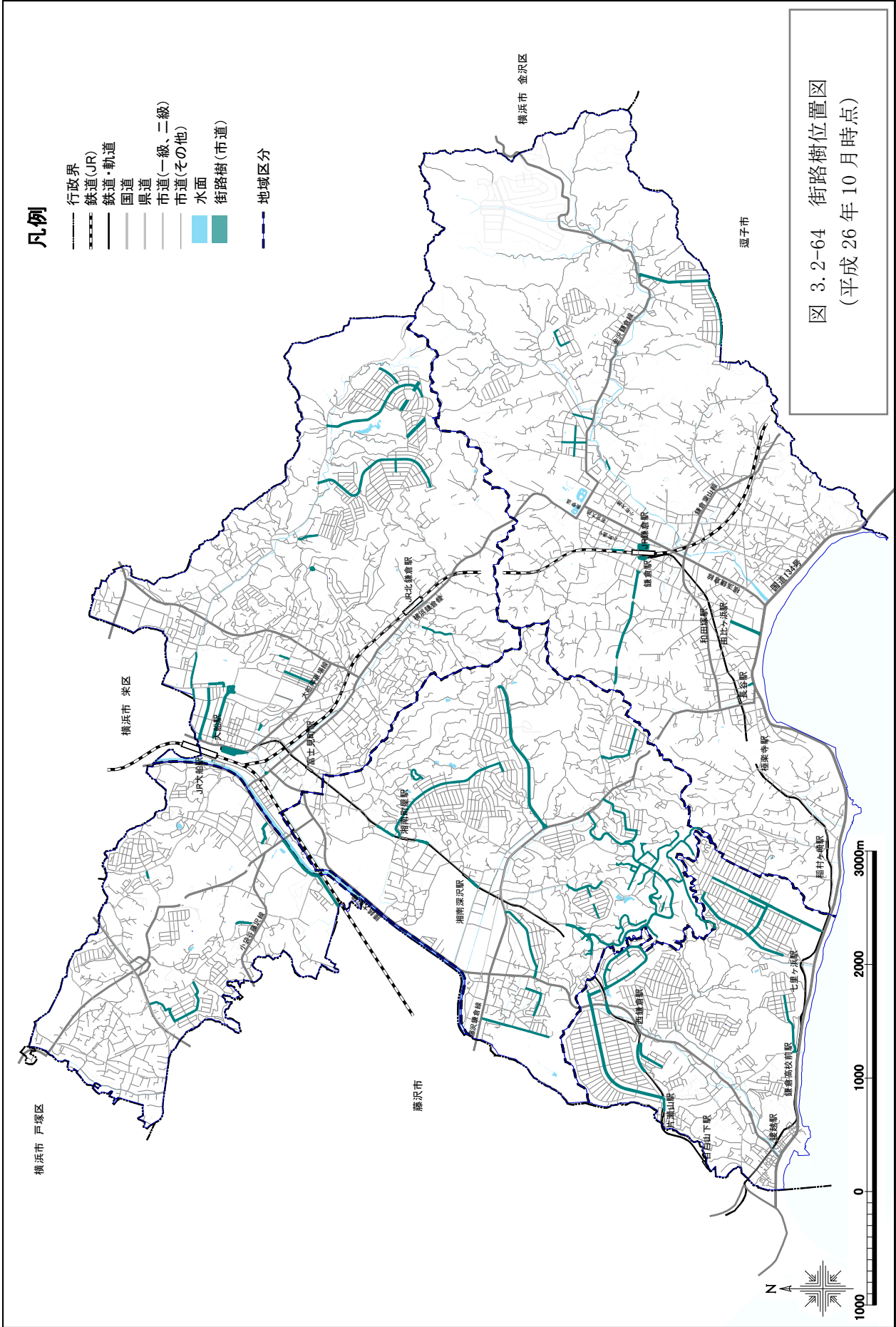


図 3.2-63 低木の地域別構成

街路樹がある道路の位置は、図 3.2-64 のとおりです。



3.2.7 街路照明灯

街路照明灯は、日常的にランプの交換や灯具補修などの維持管理を行っています。「街路照明灯台帳」をもとに、管理する街路照明灯の設置数と維持管理作業の内容を整理しました。

3.2.7.1 管理数量

本市が設置した街路照明灯は、1,264基あります。そのうち水銀灯が702基、55.54%を占めます。

近年は、環境への配慮の視点から消費電力が少ないセラミックメタルハライドランプや無電極ランプへの交換を進めています。

表 3.2-28 ランプの種類ごとの箇所数（平成26年11月末現在）

ランプの種類	箇所数 (基)	箇所数の割合 (%)
水銀灯	702	55.54
セラミックメタルハライドランプ	398	31.49
無電極ランプ	94	7.44
ナトリウムランプ	49	3.88
蛍光ランプ	18	1.42
メタルハライドランプ	3	0.23
合計	1,264	100.00

※「電気料のみ負担」（鎌倉地区 小坪隧道1基）を除きます。

※平成25年度（2013年）に撤去した街路照明灯（深沢地区1基）を除きます。

※街路照明灯記録にあるトンネル、隧道を含みます。

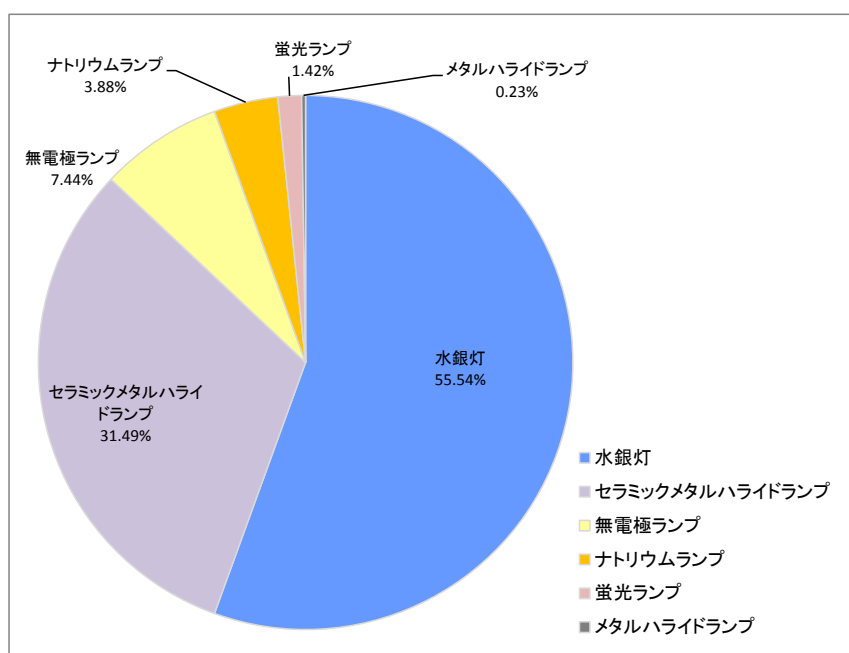


図 3.2-65 ランプ形式の内訳

3.2.7.2 街路照明灯の整備状況

(1) 設置形式

街路照明灯は、独立した支柱のもののほか、電柱などの共架、ペDESTリアンデッキなどに設置しています。

全体の98.49%は、独立した支柱のものか、電柱などの共架のものとなっています。

表 3.2-29 灯具の設置形式の内訳（平成26年11月末現在）

灯具の設置形式	箇所数 (基)	箇所数の割合 (%)	備考
独立	649	51.34	
共架	596	47.15	
複数添架	2	0.16	1箇所にも複数の灯具がある箇所
天井	16	1.27	
内蔵型	1	0.08	
合計	1,264	100.00	

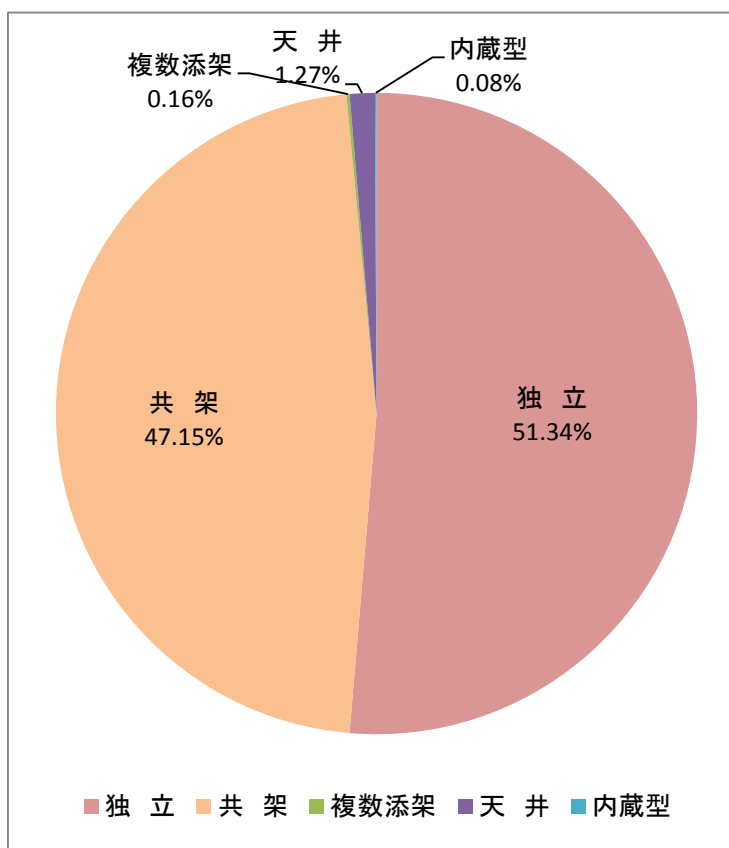


図 3.2-66 灯具の設置形式の内訳

(2) 維持管理

街路照明灯の維持管理作業は定期的に行っていますが、毎年全ての街路照明灯の維持管理を行うことは、経費、人員確保の観点から困難であるため、概ね2年から3年ごとの期間で順次行っています。

街路照明灯の補修は、以前はランプ交換が中心でしたが、老朽化の進行により近年は灯具のカバー修理やヒューズの交換も実施しています。

表 3.2-30 街路照明灯の維持管理の内訳

維持管理作業内容	作業した箇所数 (基)	箇所数の割合 (%)
ランプ交換	527	68.89
自動点滅器交換	152	19.87
灯具交換	22	2.88
配線修理	14	1.83
新設	12	1.57
安定器交換	12	1.57
ヒューズ交換	6	0.79
塗装修繕	5	0.65
金物交換	5	0.65
更新	4	0.52
カバー修理	4	0.52
移設	1	0.13
撤去	1	0.13
合計	765	100.00

※合計の箇所数は、維持管理の記録がある平成7年度（1995年）～平成25年（11月）（2014年）の補修実績です。

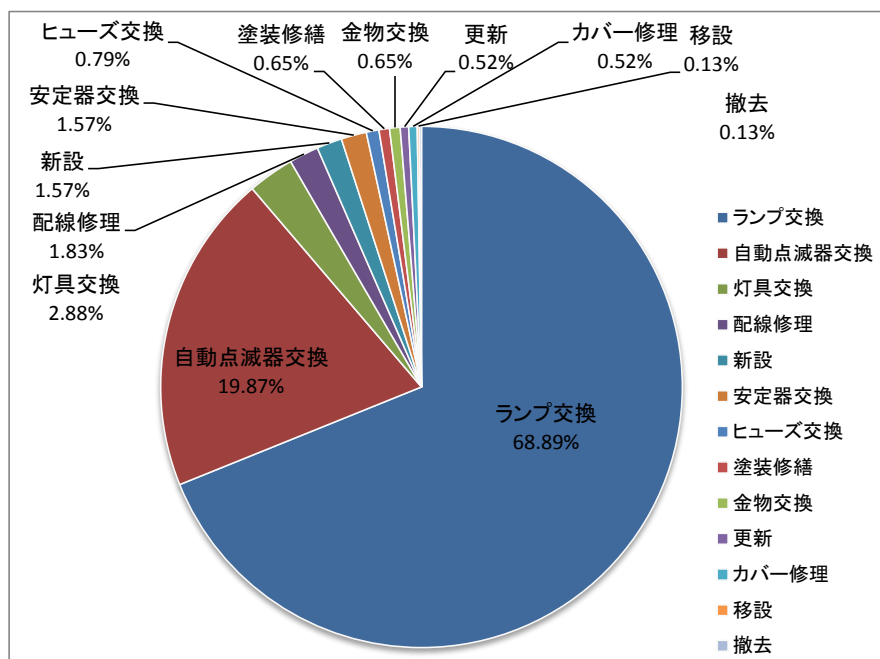


図 3.2-67 維持管理作業の内訳

街路照明灯の維持管理では、道路にある一般の街路照明灯のほかトンネルや地下道にある照明設備の維持管理を含めています。

街路照明灯を設置するトンネル、地下道の内訳は表 3.2-31 のとおりです。

表 3.2-31 街路照明灯を設置するトンネル、地下道の内訳

No	トンネル名称	街路照明灯	
		ランプの種類	照明設備 (基)
1	岡本塩原隧道	水銀灯	5
2	谷戸ノ前隧道	蛍光灯	6
3	岩瀬隧道	無電極ランプ	10
4	滝ノ入隧道	ナトリウム灯	8
5	猫池隧道	ナトリウム灯	9
6	三和隧道	蛍光灯	7
7	長谷隧道	ナトリウム灯	69
8	新佐助隧道	ナトリウム灯	60
9	佐助隧道	ナトリウム灯	10
10	御成隧道	水銀灯	3
11	(仮称)材木座隧道	蛍光灯	3
12	宝戒寺隧道	蛍光灯	6
13	関谷隧道	ナトリウム灯	9
14	(仮称)山ノ内宮下小路隧道	蛍光灯	1
15	(仮称)扇ガ谷隧道	蛍光灯	2
16	鎌倉駅地下道	蛍光灯	52
17	腰越・津地下道	蛍光灯	7

※街路照明灯では、トンネル及び地下道にある照明設備一式を1箇所として管理しています。

※照明設備がないトンネルは、「台亀井隧道」、「釈迦堂隧道」、「北鎌倉隧道」及び「(仮称)田園隧道」の4箇所です。

3.2.7.3 地域別集計

地域別の街路照明灯設置数では、深沢地域が 27.14%、大船地域が 24.45%と他の地域よりも多く配置されています。

(1) ランプ形式

街路照明灯のランプ形式では、平成 21 年度 (2009 年) から電力量の高い 300W~400W を環境に配慮し、省エネルギー型セラミックメタルハライドランプに転換してきました。大船地域は、セラミックメタルハライドランプへの転換の対象とならない 100W~200W の電球が多いため、水銀灯の割合が多くなっています。

表 3.2-32 地域別のランプ形式 箇所数の内訳

ランプの種類	鎌倉地域 (基)	腰越地域 (基)	深沢地域 (基)	大船地域 (基)	玉縄地域 (基)	合計 (基)
水銀灯	95	92	201	194	120	702
セラミックメタルハライドランプ	78	94	113	47	66	398
無電極ランプ	12	20	17	26	19	94
ナトリウムランプ	6	3	0	37	3	49
蛍光ランプ	3	1	9	5	0	18
メタルハライドランプ	0	0	3	0	0	3
合計	194	210	343	309	208	1,264

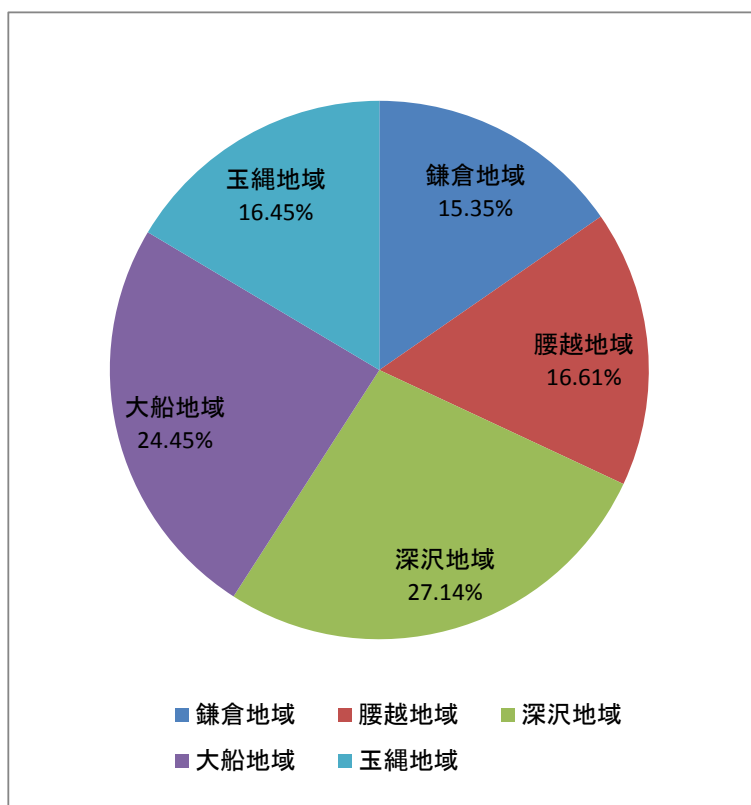


図 3.2-68 地域別の設置箇所数

(2) 地域別の設置形式

街路照明灯の設置形式は、どの地域においても、独立した支柱のものと電柱などの共架のものとなっています。

表 3.2-33 地域別の設置形式 箇所数の内訳

設置形式	鎌倉地域 (基)	腰越地域 (基)	深沢地域 (基)	大船地域 (基)	玉縄地域 (基)	合計 (基)
独立	130	137	145	145	92	649
共架	57	71	197	156	115	596
複数添架	0	0	0	2	0	2
天井	7	2	1	5	1	16
内蔵型	0	0	0	1	0	1
合計	194	210	343	309	208	1,264

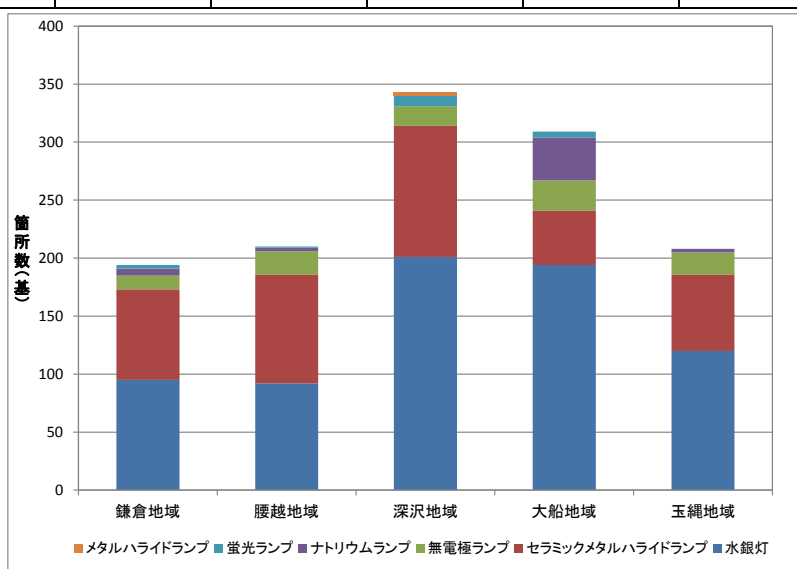


図 3.2-69 地域別のランプ形式内訳

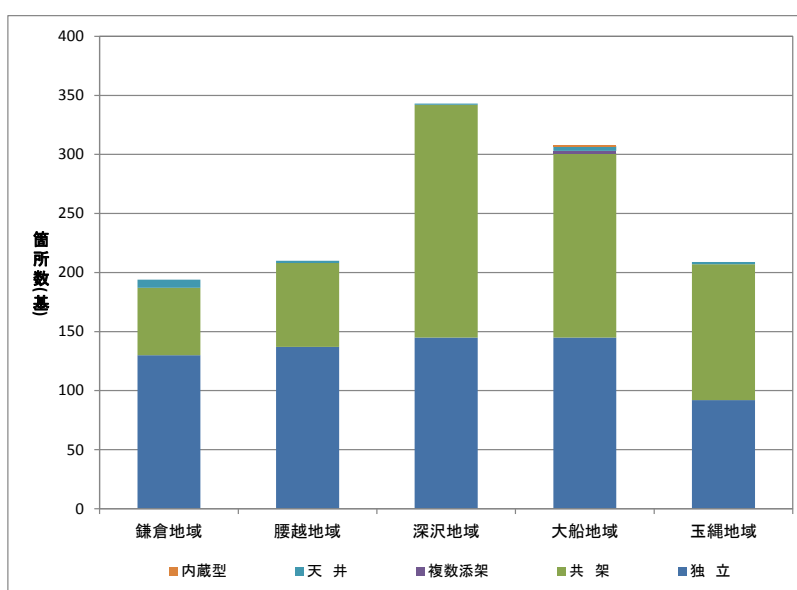


図 3.2-70 地域別の設置形式内訳

(3) 地域別の維持管理

街路照明灯の維持管理は、ランプ交換及び自動点滅器交換が主なもので、地域別の傾向に相違はありません。

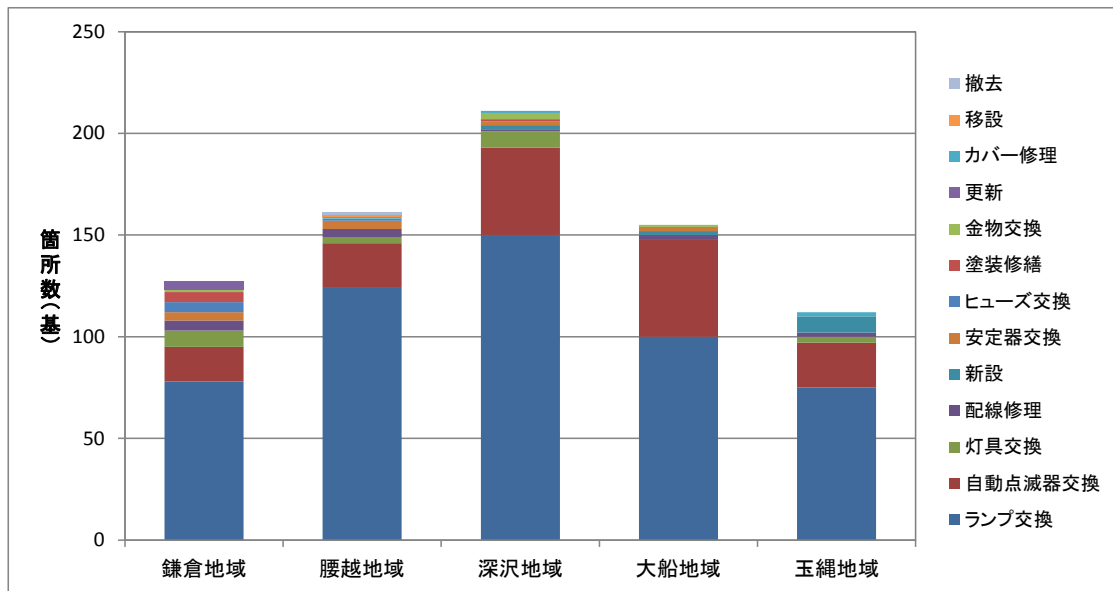


図 3.2-71 地域別の維持管理作業の内訳

3.2.8 カーブミラー

カーブミラーの管理は、道路パトロールにおいて異常の確認を行っています。「道路反射鏡管理台帳」をもとに、管理するカーブミラーの数と形状を整理しました。

3.2.8.1 管理数量

(1) 設置形式

本市が設置しているカーブミラーは1,736基あります。1箇所にも2基以上を設置している箇所もあります。

そのうち、一般的な直柱¹に設置する形式は1,394基、80.30%です。

カーブミラーは、独立した直柱又は曲柱²のほか、電柱などへ共架しています。

表 3.2-34 カーブミラーの設置形式

設置形式の種類	箇所数 (基)	箇所数の割合 (%)
直柱	1,394	80.30
共架式	192	11.06
曲柱	142	8.18
直柱(2基)	4	0.23
直柱・共架式	4	0.23
合計	1,736	100.00

※箇所数は、平成26年12月1日現在の数量です。

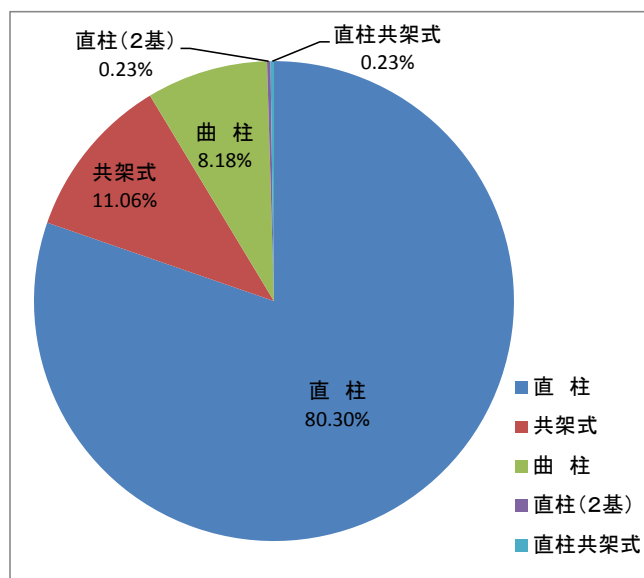


図 3.2-72 設置形式の内訳

¹ 直柱：曲がりのないまっすぐな支柱です。

² 曲柱：カーブミラーを設置することにより道路幅員が狭められ交通の障害となる恐れがある場合に利用する曲がった支柱です。

(2) 鏡面形状

カーブミラーの鏡面形状は、円形、角形、大きさに区分されます。

一般に直径や一辺の長さが表示形式になっています。

本市が設置するカーブミラーの鏡面は、円形のφ¹600形式とφ800形式が、2,325基、97.16%です。

表 3.2-35 カーブミラーの鏡面形式の内訳

形状・大きさ	箇所数 (基)	箇所数の割合 (%)
丸型φ 600形式	1,200	50.15
丸型φ 800形式	1,125	47.01
丸型φ1000形式	40	1.67
丸型φ 450形式	3	0.13
角型 600×800形式	25	1.04
合 計	2,393	100.00

※設置箇所及び形式は、平成26年12月1日現在の数量です。

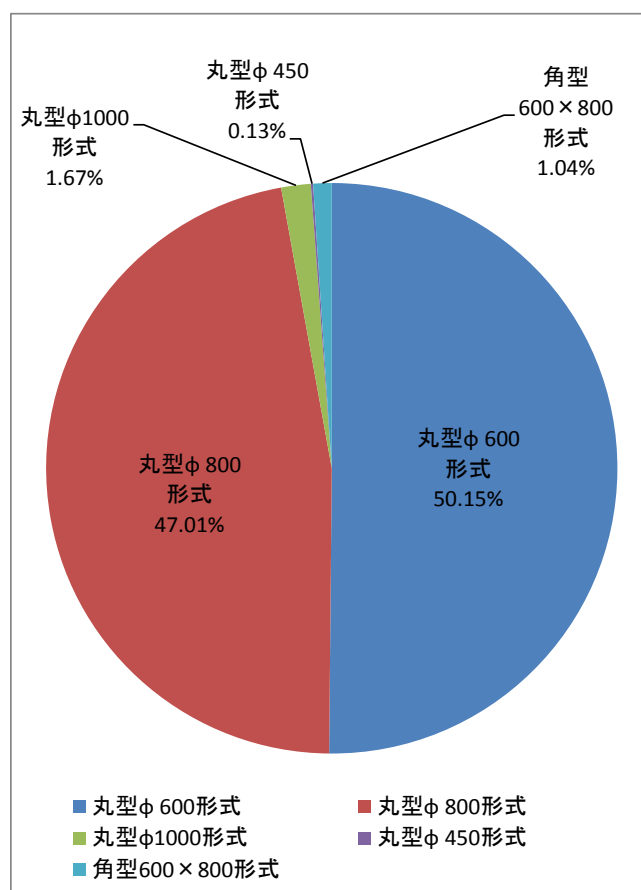


図 3.2-73 鏡面形式の内訳

(3) 維持管理

カーブミラーの維持管理は、事故による破損や隣接する建物の立替えによる移設、鏡面の劣化や支柱の腐食による補修や交換、更新や廃止などです。

¹ φ（ファイ）は鏡面の直径を示します。φ600形式とは、鏡面の直径が600mmあります。

3.2.8.2 地域別集計

地域別では、鎌倉地域で28.34%、深沢地域で23.21%、大船地域で20.57%と比較的多く配置されています。配置本数については、鎌倉地域に最も多くのカーブミラーが配置されています。

表 3.2-36 カーブミラーの地域別内訳

地 域	箇所数 (基)	箇所数の割合 (%)
鎌倉地域	492	28.34
腰越地域	263	15.15
深沢地域	403	23.21
大船地域	357	20.57
玉縄地域	221	12.73
合 計	1,736	100.00

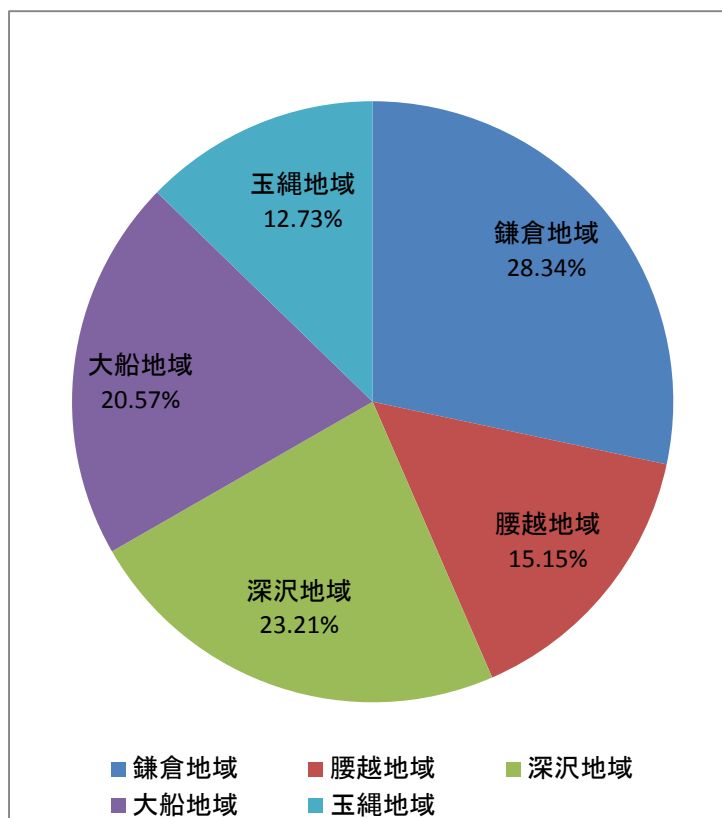


図 3.2-74 地域別の設置箇所割合

3.2.9 道路標識

主要な信号交差点には、市民や観光客への案内として交差点名表示を設置しています。

3.2.9.1 管理数量

市内には道路標識（交差点名表示板）が40基あります。町名や通り名、学校や神社、仏閣などの施設名を表示しています。



図 3.2-75 道路標識（信号交差点名板）の例

表 3.2-37 道路標識（信号交差点名表示板）の一覧表

番号	信号交差点名称	番号	信号交差点名称
1	九品寺前	22	深沢小入口
2	七里ガ浜小学校入口	23	富士塚小学校
3	星の井通り	24	町屋駅前
4	材木座五丁目	25	山崎
5	水道路	26	山崎保育園入口
6	和田塚入口	27	天神下
7	東泉水	28	今泉小学校入口
8	諏訪ヶ谷	29	白山神社前
9	佐助一丁目	30	玉縄小学校前
10	御成小学校前	31	大船中央病院前
11	御成中学校入口	32	離山
12	市役所前	33	大船中学校前
13	西鎌倉	34	七久保橋
14	鎌倉山	35	玉縄交番前
16	常盤台西	36	大船二丁目
17	仲ノ坂	37	資生堂前
18	長谷大谷戸	38	大船郵便局前
19	梶原二丁目	39	松竹前
20	梶原バス停前	40	岩瀬住宅前
21	深沢支所西	41	玉縄台

※連番のうち、「15」を欠番として扱っています。

3.2.9.2 地域別集計

道路標識の地域別の設置状況をみると、鎌倉地域、深沢地域及び大船地域に多く配置されています。

表 3.2-38 地域別の信号交差点名 箇所数の内訳

地 域	箇所数 (基)	箇所数の割合 (%)
鎌倉地域	11	27.50
腰越地域	3	7.50
深沢地域	12	30.00
大船地域	11	27.50
玉縄地域	3	7.50
合 計	40	100.00

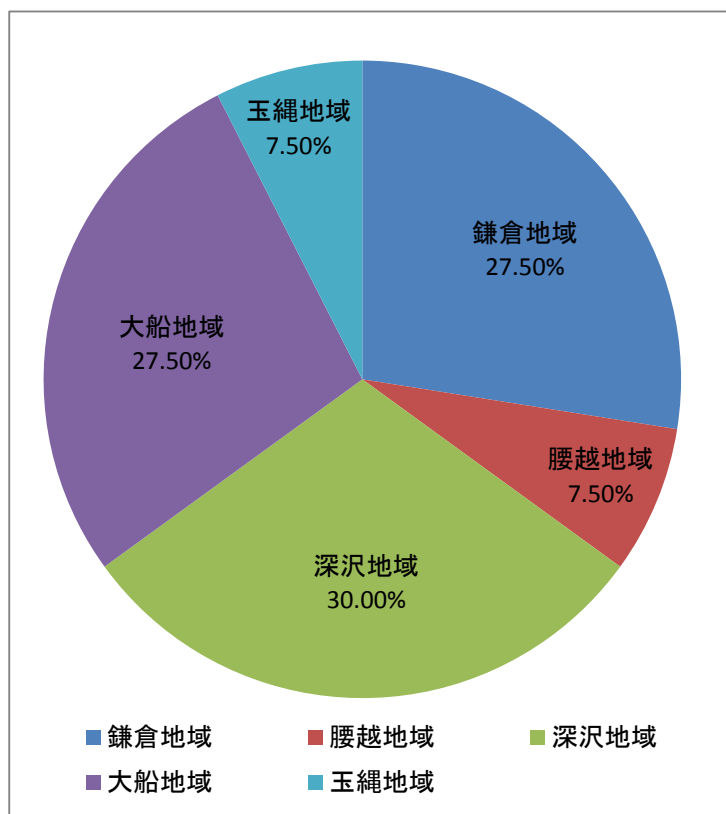
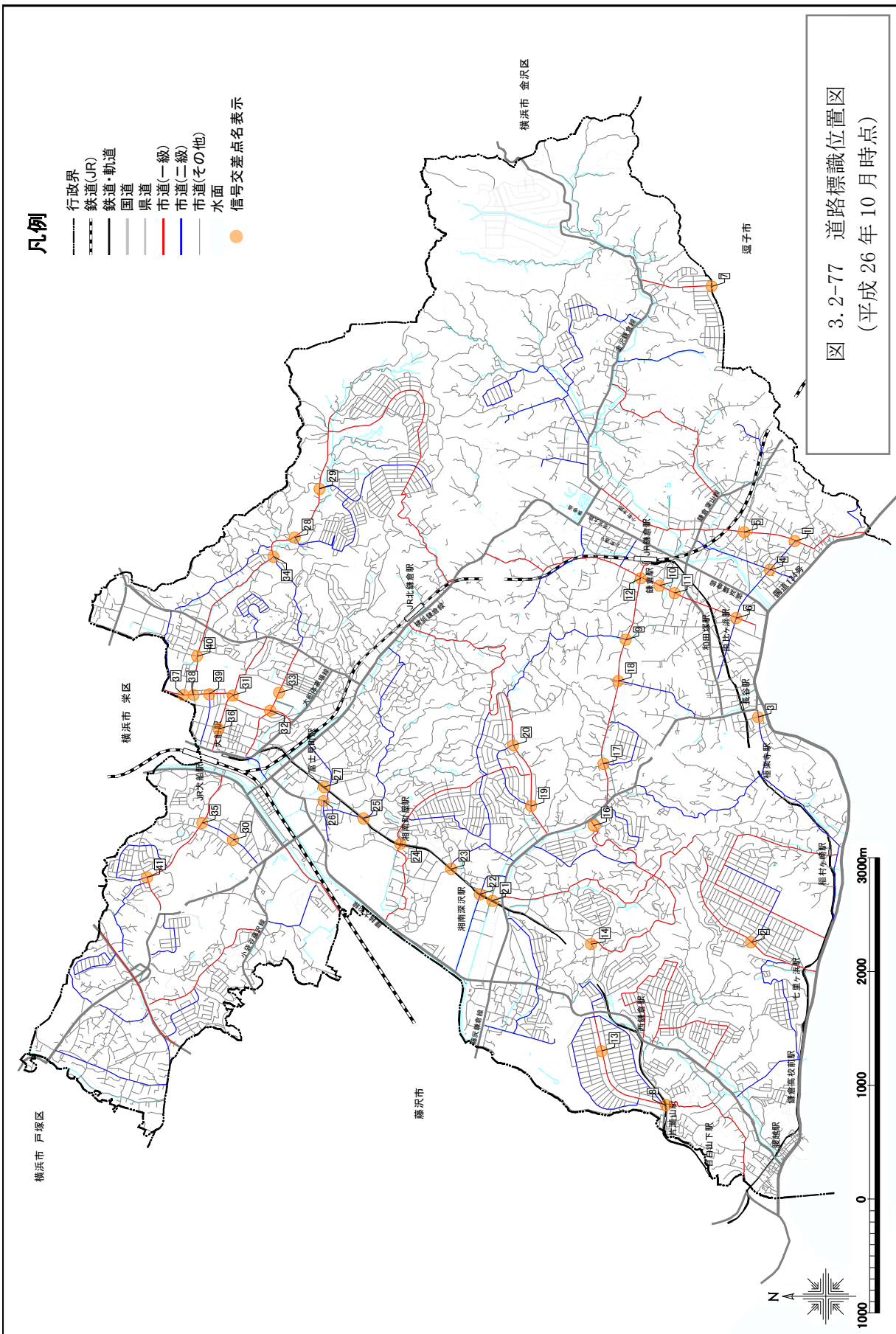


図 3.2-76 地域別の信号交差点名の内訳

道路標識（交差点表示板）の位置は図 3.2-77 のとおりです。



3.2.10 防護柵（ガードレール）

交通事故を防止するため、主要な道路や通学路にガードレール等の防護柵を設置しています。幹線市道（1級市道、2級市道）を対象として、画像と位置を計測する車両による調査を行いました。

3.2.10.1 管理数量

幹線市道（1級市道、2級市道）の沿道には、防護柵が16,188mあります。

防護柵には車両を止めるためのガードレールのほか、車道と歩道の分離や歩行者の転落等を防止するためのガードパイプ、車止めなどの種類があります。

その内訳は、ガードレールが6,639m、41.01%、ガードパイプが9,164m、56.61%、車止めが385m、2.38%です。

表 3.2-39 防護柵の種別と管理数量

種別	設置延長 (m)	設置延長割合 (%)
ガードレール	6,639	41.01
ガードパイプ	9,164	56.61
車止め ¹	385	2.38
合計	16,188	100.00

※車止めは、走行調査時に駐車車両がある場合があったため、延長を計上していません。



図 3.2-78 ガードレールの例



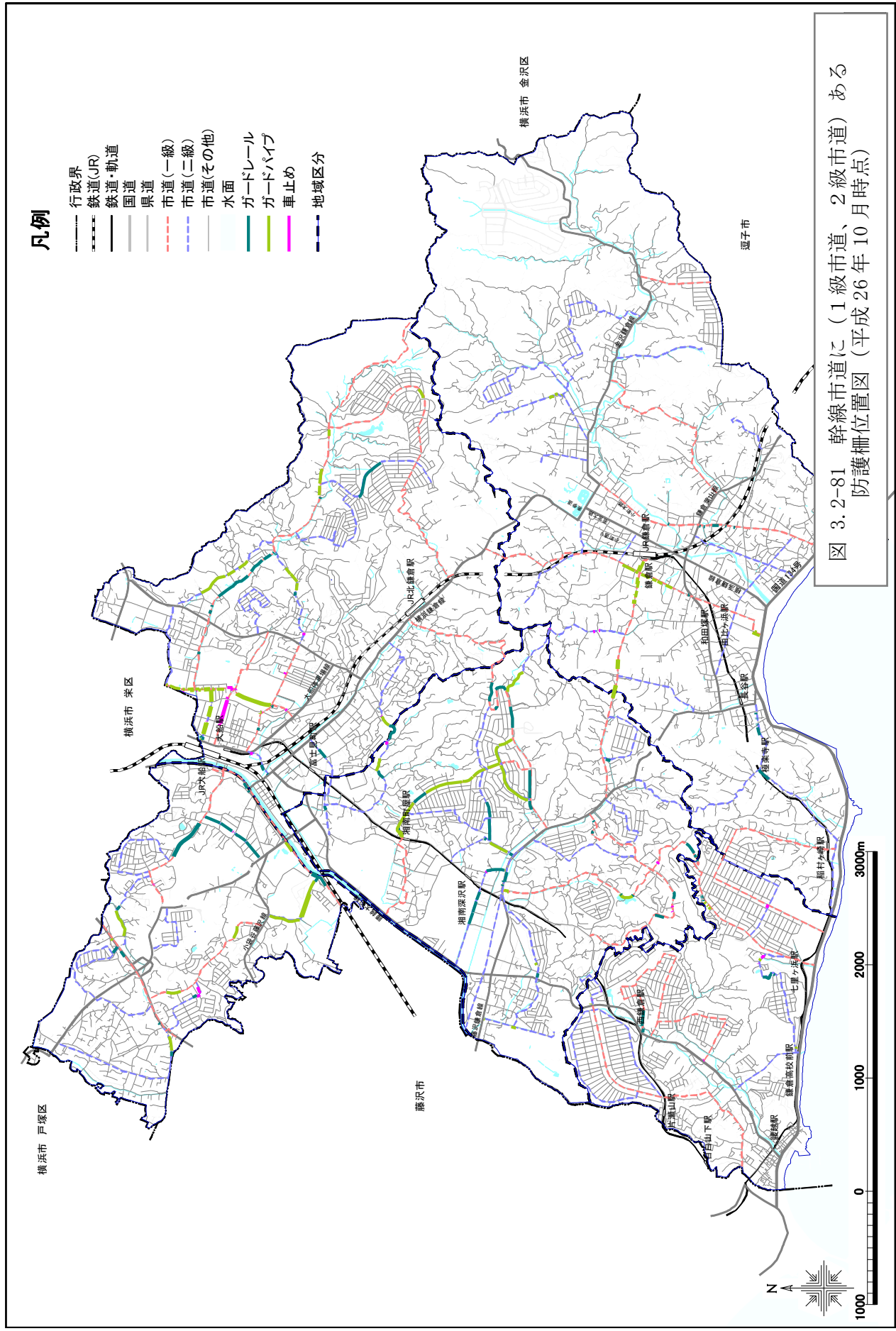
図 3.2-79 ガードパイプの例

¹ 歩道への車両の進入を防ぐ目的で設置する防護柵です。



図 3.2-80 車止めの例

幹線市道（1級市道、2級市道）にある防護柵の位置は図 3.2-81 のとおりです。



凡例

- 行政界
- 鉄道(JR)
- 鉄道・軌道
- 国道
- 県道
- 市道(一級)
- 市道(二級)
- 市道(その他)
- 水面
- ガードレール
- ガードバイパス
- 車止め
- 地域区分

図 3.2-81 幹線市道に（1級市道、2級市道）ある
防護柵位置図（平成26年10月時点）

3.2.11 河川

3.2.11.1 管理数量

本市が管理する河川は9河川あり、そのうちの4河川が河川法の指定を受けている準用河川です。

そのほかの河川は、河川法、下水道法の適用を受けていない普通河川（法定外公共物）です。

なお、雨水ポンプ場として材木座ポンプ場がありますが、現在休止中です。

表 3.2-40 本市が管理する河川一覧

河川名	種別	地域名称	延長 (km)	備考
神戸川	準用河川	腰越地域	1.10	
新川		深沢地域	2.35	
小袋谷川		大船地域	2.10	
砂押川		大船地域	3.95	
小計		4河川	9.50	
滑川	普通河川	鎌倉地域	3.60	滑川本川
吉沢川		鎌倉地域	1.10	滑川支川
太刀洗川		鎌倉地域	0.60	滑川支川
二階堂川		鎌倉地域	1.60	滑川支川
滝ノ川		玉縄地域	0.92	
小計		5河川	7.82	
合計		9河川	17.32	

表 3.2-41 本市が管理する河川施設

施設名	種別	箇所数	数量	備考
材木座ポンプ場	雨水ポンプ場	1箇所	1箇所	休止中

表 3.2-42 河川の管理区分

神戸川の管理区分		
神戸川（2級河川）	起点：鎌倉市津西一丁目 842 番 1 終点：神戸川河口	学橋下流端より下流部分
神戸川（準用河川）	起点：鎌倉市西鎌倉一丁目 1211 番 5 終点：鎌倉市津西一丁目 842 番 1	学橋下流端より上流部分
滑川の管理区分		
滑川（2級河川）	起点：鎌倉市小町三丁目 545 番 終点：滑川河口	東勝寺橋下流端より下流部分
滑川（普通河川）	起点：鎌倉市十二所字関ノ上 414 番 終点：鎌倉市小町三丁目 545 番	東勝寺橋下流端より上流部分

【河川の区分】

準用河川：公共の利害に重要な関係がある河川で、市町村が指定・管理するものをいいます。管理規定は都道府県が指定する2級河川の規定に準じます。その他に、国（国土交通大臣）が指定・管理する1級河川があります。

普通河川：河川法・下水道法の適用を受けていない水路です。

河川的位置図は図 3.2-82 のとおりです。

